明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔詔　書〕
○令和二年九月十六日に、国会の臨時会を東京に召集する詔書　一
〔政　令〕
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二七四）　一
○災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（二七五）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二七四号）
（経済産業省）
平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三一年法律第一八号）の一部の施行期日を令和二年九月一六日とすることとした。

◇**災害対策基本法施行令の一部を改正する政令**（政令第二七五号）（内閣府本府）
1　国際博覧会推進本部が置かれている間、中央防災会議の委員の定数を一名増員することとした。
2　この政令は、令和二年九月一六日から施行することとした。

詔　書

日本国憲法第七条及び国会法第一条によって、令和二年九月十六日に、国会の臨時会を東京に召集する。

御　名　御　璽

令和二年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十四号

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和二年九月十六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十五号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。